

住宅型有料老人ホーム はくじゅ

管 理 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社オフサポートが開設する有料老人ホームはくじゅ（以下「事業者」という）が行う住宅型有料老人ホーム（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、円滑な運営を図る事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 事業の実施にあたっては、入居者が可能な限りその有する能力に応じて、自立した生活を営む事ができるようにする。
 - 2 入居者がゆったり落ちつき、自由に安定した生活ができるよう努めるものとする。
 - 3 入居者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 - 4 入居者の尊厳を守るよう努めるものとする。
 - 5 入居者・その家族の要望に柔軟に対応し、その人らしく生活ができるよう努めるものとする。

(事業者の名称及び所在地等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称 住宅型有料老人ホームはくじゅ
- 2 所在地 宮崎県宮崎市赤江字飛江田1052

(入居定員及び居室数)

第4条 事業者の入居定員及び居室数は次の通りとする。

- 1 入居定員 24名
- 2 居室数 22室（全室個室）夫婦部屋 1室

(従業者の職種・員数及び勤務内容)

第5条 職員の職種・員数及び職務の内容は、次の通りとする。

- 1 管理者 1人（常勤、相談員兼務）
事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うものとする。又、利用者及びその家族への生活相談に対応すると共に、必要な助言その他の援助を行うもの

とする

- 2 事業のサービスが入居者に対し、円滑に提供できるように勤務体制を確保する。
- 3 従業者の勤務体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活が送れるよう継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 4 従業者の資質の向上のために、その研修の確保に努めるものとする。

(内容及び手続きの説明および同意)

第6条 当事業所の提供開始にあたり、予め入居申込者及びその家族に対し、当管理規定の概要及び重要事項等についての文章を交付して説明を行い、提供の開始にあたり入居申込者の同意を得なければならない。

(入退所)

- 第7条
- 1 入居対象者は、概ね65歳以上の要介護1以上の高齢者であり、多人数による共同生活を営む事に支障の無い者とする。
 - 2 入居申込者が、入院治療を要する者等の入居が困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院または診療所を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。
 - 3 入居者の退所に際しては、入居者及びその家族の希望により相談に応じる。
 - 4 入居者の退所に際しては、入居者及びその家族の希望に対して、居宅介護支援事業所等への情報の提供及び保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者との密接な連絡調整に努めるものとする。

(サービスの内容)

- 第8条
- 1 入居者に対して、次のサービス項目に基づきサービスを提供する。
 - 一 食事への誘導、その他の日常生活上の見守り。
 - 二 行政機関に関する手続きの代行、その他社会生活上の便宜の提供。
 - 三 必要に応じて医療機関への受診の手配。
 - 四 生活相談
 - 2 入居者が、その状態と有する能力に応じた日常生活を営む事ができるよう適切なサービスを提供する。
 - 3 各関係機関との密接な連携に努めるものとする。

(利用料)

- 第9条
- 1 事業のサービスに要する費用額は「重要事項説明書」の別紙に記載したとおり。
 - 2 利用料にかかるサービス提供にあたって入居者及びその家族に対して、サー

ビスの内容及び費用について説明し、入居者及びその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更)

- 第10条 1 事業者は経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合には、前条の規定による利用料を変更することができる。
- 2 事業者は、前項の規定により利用料を変更する場合は予め、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文章により説明、同意を得るものとする。

(介護)

- 第11条 1 入居者の心身の状況に応じて、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な居宅サービス事業者の紹介及び相談に応じる。
- 2 食事・入浴・その他の日常生活上の更衣・排泄・体位変換・シーツ交換等の介助が必要な方は、原則として居宅サービス事業者が対応するものとする。その場合従業者または担当の介護支援専門員へ相談するものとする。
- 3 ご利用開始後、健康状態の把握及び安定のため、入居者の責任において出来るだけ定期的に医療機関への受診をするものとする。介添えが必要な場合には相談するものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第12条 1 入居者の趣味または嗜好に応じた活動の相談に応じる。
- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、入居者及びその家族が行う事が困難である場合は、その者の同意を得て代行する。
- 3 常に入居者及びその家族との連絡を密にし、連携を図るように努めるものとする。

(定員の厳守)

- 第13条 入居定員及び居室の定員を超えて入所させてはいけない。

(居室の移動)

- 第14条 1 入居者は原則として、別に定める契約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切にサービスを受ける事が困難な場合であって、次の各号に定める場合には、利用してない居室がある場合に限り、入居者の希望により居室を移動することができる。
- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理

- 由がある時。
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービスを提供する上で著しい支障がある時。
 - 三 より適切なサービス提供をする上で、他の入居者との関係が日常生活を送る上で著しい支障がある時。
 - 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、入居者の日常生活に著しい支障がある時
- 2 事業者は、居宅サービス事業の提供に著しい支障があると認める時は、事業者の管理者は、入居者の同意を得て居室を移動させる事ができる。

(居室の移動の手続き)

- 第15条
- 1 前条第1項に規定する居室の移動を希望する入居者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければならない。
 - 2 事業者の管理者は、前項の書面を受領した時は、その理由その他居宅サービス事業の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を入居者に書面を持って通知する。
 - 3 前条第2項の規定により、事業者が入居者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、入居者の同意を得なければならない。

(居室の移動にかかる費用負担)

- 第16条
- 1 前条第2項の規定により居室の移動をした入居者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければならない。
 - 2 前項に規定する現状に復する費用は入居者の負担とする。

(記録と整理)

- 第17条
- 1 事業者は、職員、設備及び会計に関する次の各号に掲げる諸記録を整備する。
 - 一 居宅サービス事業者等から報告に係る内容の記録。
 - 二 居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録。
 - 三 市町村への通知に関する事項の記録。
 - 四 苦情内容等の記録。
 - 五 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録。
 - 六 提供した具体的なサービスの内容等の記録。
 - 七 身体拘束などの態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。
 - 2 入居者に関する記録について、退所時に希望があれば入居期間中の記録の写しを交付する。

(喫煙)

第18条 喫煙は、屋外の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙に協力して頂くものとする。

(飲酒)

第19条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力して頂くものとする。

(衛生保持)

第20条 入居者は、事業者の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業者に協力して頂くものとする。

(禁止行為)

第21条 入居者は、事業者で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔等で他の入居者などに迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業者の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業者若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第22条 入居者が次の各号いずれかに該当する場合には、延滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わない事により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(緊急時の対応)

第23条 事業者は、入居者の心身状況に急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医または協力医療機関に連絡すると共に、出来るだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第24条 事業者は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条

に沿って対応すると共に、市町村など関係機関に連絡する。

(非常災害対策)

第25条 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知すると共に、当該計画に沿って年1回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(協力医療機関等)

第26条 1 入居者の病状の急変などに備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。
2 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等の為に病院との連携及び支援体制を整える。

(利益供与の禁止)

第27条 1 居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業者またはそれらの従業者に対し、当事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
2 居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業者またはそれらの従業者から、当事業所からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(サービス提供拒否の禁止)

第28条 正当な理由なく事業のサービス提供を拒んではならない。

(掲示)

第29条 施設の見やすい場所に、管理規定の概要、職員の勤務体制。協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(個人情報保護)

第30条 1 事業者の職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を洩らしません。
2 退職者等が、正当な理由が無く業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を洩らさぬよう、必要な処置を講じる。

(苦情処理)

- 第31条 1 事業者は、サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するものとする。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

(地域との連携)

- 第32条 運営にあたって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行う等地域との交流に努める。

(運営懇談会)

- 第33条 入所者の方々の意見、要望を管理・反映させ業務を円滑に行う為、入所者及びその家族と「運営懇談会細則」により運営するものとする。

(その他)

- 第34条 この規定に定める事項のほか、管理運営に関する重要事項は株式会社オフサポートと施設との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成29年7月1日から施行する。